

浄水場発生土収集運搬業務委託契約書（案）

沖縄県公営企業管理者企業局長 ○○ ○（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、沖縄県企業局の久志浄水場、名護浄水場、石川浄水場、西原浄水場、北谷浄水場（以下、「5浄水場」という。）から排出される発生土（産業廃棄物の種類：汚泥）（以下、「発生土」という。）の収集運搬業務について、次のとおり契約する。業務実施に当たっては、契約書に定めるほか、別紙「特記仕様書」に基づくこととする。

第1条 業務の内容は、5浄水場から排出される発生土を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により適正に収集運搬する業務である。

第2条 乙の産業廃棄物収集運搬の許可に係る事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。

許可番号：第○○○○○○号

許可都道府県：沖縄県

許可の有効期限：平成○○年○○月○○日

事業の範囲：上記許可証に記載された範囲

第3条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56条）に規定する長期継続契約であり、契約期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までとする。

- 2 令和3年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。
- 4 甲及び乙は、本契約に係る書面を契約終了後から5年間保存する。

第4条 発生土の搬出はホッパーから直接トラックへバラ積みで積載し、積替保管は行わないものとする。なお、契約期間内の搬出量は、概ね4,110トンとする。

第5条 発生土の収集運搬4トントラック一台あたりの単価は、別紙1のとおりとする。

第6条 発生土の搬出に当たっては、甲の通知を受けた職員の立会いの下に搬出するものとし、次に定める最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

- 2 搬出場所は5浄水場とし、運搬の最終目的地の所在地は下記のとおりとする。
読谷村字親志401-1（福山商事（株）建設汚泥リサイクルセンター）
- 3 発生土の運搬に当たっては、受入先の職員と連絡調整の上、受入先の職員立会いの下に引渡すものとする。
- 4 発生土の引渡しは、産業廃棄物管理票で行わなければならない。

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

第8条 業務の履行に当たっては、労働安全衛生法等の諸法令を遵守し、十分な安全対策を講じるとともに、就業者に対しては常にこれを徹底させ、事故防止に万全を期さなければならない。

第9条 乙は、当月分の搬出発生土の数量及び回数について、甲から指定された様式により、翌月10日までに業務完了報告書を作成し、甲に報告しなければならない。

第10条 収集運搬代金は、契約単価（別紙1）に当該収集運搬場所の運搬回数を乗じて得た額の合計に、消費税及び地方消費税分を加算した額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第11条 発生土の収集運搬代金は、乙の請求書に基づき支払うものとする。

- 2 甲は、乙から適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に収集運搬代金を支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責に帰すべき理由により支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第13条 乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は発生土の搬出を中止させることができる。

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反し沖縄県から行政処分等の指導を受け重大な過失が認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又は乙の代理人、使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店、若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 乙は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、契約単価（別紙1）に当該収集運搬場所の運搬予定回数をそれぞれ乗じた金額の合計金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 3 契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だ完了していないものがあるときは、乙は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - ア 乙は解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。
 - イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ア 乙は甲に対し、さしあたり甲の費用負担を持って、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用を持って当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第16条 業務の履行について損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が発生した場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

- 2 業務の履行に当たって、甲の施設内の機械設備等を破損した場合は、直ちに甲に連絡しその指示を仰ぐとともに、破損箇所については、乙の負担で修復のうえ甲の検査を受けなければならない。

第17条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2第1項第6号に定める事項のうち、該当する事項について乙に情報を提供することとする。また、情報に変更があった場合には書面で通知するものとする。

第18条 この契約書に定めのない事項又は業務履行に当たって疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年〇月〇日

甲 住 所 那霸市泉崎1丁目2番2号
名 称 沖縄県公営企業管理者
氏 名 企業局長 〇〇〇〇 印

乙 住 所
名 称
氏 名 印

別紙1（収集運搬業務費単価表） *下記単価は消費税抜きである。

搬出場所～運搬の最終目的地	4トントラック 一台当たり単価（円）
久志浄水場～読谷村字親志地内	
名護浄水場～読谷村字親志地内	
石川浄水場～読谷村字親志地内	
西原浄水場～読谷村字親志地内	
北谷浄水場～読谷村字親志地内	